

プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**項目 **【審議事項】 IFRS 第 15 号 授業料から生じる収益の認識**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2024 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「授業料から生じる収益の認識（IFRS 第 15 号）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定案の概要、並びに議論の内容をご説明し、当委員会の対応についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、アジェンダ決定（案）の仮訳を本資料Ⅲにお示ししている。

II. AP 及びアジェンダ決定案の概要

背景

3. IFRS-IC は、教育機関が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を適用して授業料からの収益を認識する期間に関する要望書を受領した。（AP 第 1 項）
4. 要望書に記載されている事実パターンでは、学生は 1 年のうち約 10 ヶ月間（学年度）教育機関に出席する。その後、学生には約 2 ヶ月間の夏休みがある。夏休み期間中、学校の教員も 4 週間の休暇を取り、残りの時間を次のことに使う。（AP 第 5 項）
 - (1) 終了した学年度の総括（例えば、テストの採点や証明書の発行）
 - (2) 新学年度の準備（例えば、年度の初期に不合格となった生徒の再試験の実施、スケジュールや教材の開発）
5. この 4 週間の教員の休暇期間中について、IASB スタッフは次のとおり理解している。（AP 第 5 項(c)）
 - (1) 教員は引き続き教育機関に雇用され、教育機関から給与を受け取るが、教職員は教育サービス及び教育サービスの提供に関連するその他の活動を行わない。
 - (2) 教育機関の教員以外の職員は、電子メールによる問い合わせや過去の記録の請

求への対応等の事務サポートを提供する。

- (3) 教育機関は引き続き、IT サービスや清掃等のサービスを受け、その対価を支払う。
6. 教育機関は、IFRS 第 15 号を適用し、収益を一定期間にわたって認識している。要望書では、教育機関が収益を認識する期間、すなわち、学年度（10 ヶ月）にわたり均等に認識するか、暦年度（12 ヶ月）にわたり均等に認識するか、又は異なる期間にわたってのいずれかであるのかについて尋ねている。要望書には、提出者の法域に存在する次の 2 つの見解の概要が示されている。（AP 第 6 項及び第 7 項）
- (1) 見解 1：収益を学年度の 10 カ月間にわたって均等に認識
- (2) 見解 2：収益を暦年の 12 カ月間にわたって均等に認識
7. 要望書の提出者の見解では、いずれの見解を適用したとしても、必ずしも教育機関の年度の財務諸表には重要な影響を生じることはない可能性もあるが、教育機関の期中財務諸表には重要な影響を与える可能性があるとしている。（AP 第 8 項）

IASB スタッフの分析及び提案

8. IASB スタッフは、アウトリーチの結果、事実パターンは一般的ではないが、一部の法域では教育機関が IFRS 会計基準書を適用して財務諸表を作成していることを識別した。しかし、これらの教育機関が授業料から生じる収益の会計処理の多様性を示す証拠は得られなかったとしている。会計処理についてコメントした回答者の大多数は学年度にわたって授業料から生じる収益を認識していると回答したが、異なる方法で収益を認識している教育機関もあり、フィードバックからはこの違いは事実と状況の違いの結果であるとしている。（AP 第 20 項）
9. また、教育サービス以外の業種における同様の事実パターンの会計処理の多様性についての証拠は得られていないとしている。（AP 第 21 項）
10. 第 8 項及び第 9 項を踏まえて、IASB スタッフは、要望書に記載された事項が広範な影響を及ぼすとの証拠は得られていないため、デュー・プロセス・ハンドブックの第 5.16 項の規準に基づき、IFRS-IC が本件を基準設定プロジェクトに追加しないことを提案した。その代わりに、IFRS-IC が基準設定プロジェクトに追加しないと決定した理由を説明するアジェンダ決定案を公表することを提案した。（AP 第 24 項及び第 25 項）

2024 年 9 月の IFRS-IC 会議における議論

11. 複数の委員から、IASB スタッフのアジェンダ決定案の結論に IFRS 会計基準を適用

している教育機関は学年度において収益を認識しているとの記載について、テクニカルな分析を行っていないこと、事実と状況により収益を認識する期間は異なることなどを理由にアジェンダ決定案に含めるべきではないとの意見が聞かれた。

12. 最終的に、IASB スタッフのアジェンダ決定案の結論から前項の記載を除いた上で、本資料Ⅲのアジェンダ決定（案）のとおり、本件を基準設定プロジェクトに追加しないことが決定された。

Ⅲ. 2024 年 9 月の IFRIC Update のアジェンダ決定（案）（仮訳）

授業料から生じる収益の認識（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）

2024 年 11 月 18 日までコメントを募集

委員会は、教育機関が授業料からの収益を認識する期間についての要望を受けた。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンでは

- a. 学生は年度のうち約 10 ヶ月（学年度）にわたり教育機関に出席し、約 2 ヶ月間の夏休みがある。
- b. 夏休みの間に教育機関の教員は 4 週間の休暇を取り、残りの期間を次のことに使用する。
 - i. 前の学年の総括をする（テストの採点や証書の発行）。
 - ii. 次の学年の準備をする（例えば、前の学年度に不合格となった生徒の再試験の管理並びに日程及び教材の作成）。
- c. 教員が休暇となっている 4 週間の期間中に、
 - i. 教員は引き続き教育機関に雇用され、給料を受け取るが、教育サービスは提供せず、教育サービスの提供に関連した他の活動も行わない。
 - ii. 教育機関の教員以外の職員は、若干の管理サポートを提供する（例えば、電子メールでの問い合わせや過去の記録の請求への対応）。
 - iii. 教育機関は引き続き、IT サービスや清掃等のサービスを受け、それに対して支払いを行う。

IFRS 第 15 号を適用して、教育機関は授業料からの収益を一定の期間にわたって認識する。要望書は、教育機関が収益を認識することを要求されるのは、学年度（10 ヶ月）にわたり均等に、暦年（12 ヶ月）にわたり均等に、又は異なる期間にわたって、のいずれであるのかを質問している。

発見事項と結論

委員会が [現在までに] 収集した証拠では、授業料から生じる収益の会計処理に不統一は示されていない。フィードバックが示唆するところでは、これらの教育機関が授業料から生じる収益を認識する期間の相違は、事実及び状況の相違から生じているものであり、授業料から生じる収益の会計処理における不統一を反映したものではない。

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

以 上